

会計検査院の 検査結果への対応は

補助金の返還を行わざるを得ない



木村 洋子 議員
(日本共産党)

問 会計検査院の検査結果で不適切な支出が新たに指摘されたが、詳しい内容と、町としての認識と対応は。

佐藤町長 11月6日に検査結果公表があり、その中で既存雇用者の人件費や、委託事業に必要と認められない打ち上げ花火の購入費など、1314万円余りが不当事項として指摘された。重く受け止め、今後は会計検査院の指摘を踏まえて、県との補助金交付契約の規定に基づき、補助金の返還を行わざるを得ない。

問 指摘された中に打ち上げ花火があるが、詳しい内容は。

町長 花火は、被災者支援の名目で平成24年8月19日にNPO法人が開催した盆踊りイベントで打ち上げられた。材料費からの支出となっており、事前の協議はなかった。

問 20分ほどで100万円が花火として空に散ったのである。雇用創出とは無関係であり「後の祭り」では済まない事態である。法人ではその後、12月のクリスマスにも花火を上げようとしていた。1回ならず2回もある。きちんと町から注意や指導がなされていたか。

甲斐谷副町長 職員を配置したり指導の強化を図った。全容説明は司法の手にわたっているので、これらの結果で判断していた。

一般質問

除雪対策、業者への指導は

説明会で注意事項などを伝達

問 業者への連絡や指導は毎年十分に行われているか。

町長 毎年12月初めに説

明会を開き注意事項などを伝達している。連絡や指導は十分行われていると考える。

段差のある宅地に擁壁設置を

宅地整備基準に基づき対応

問 本町は、宅地の擁壁設置基準をのり高1メートル以上としているが、

隣地との段差のある場合は、1メートル以下でもコンクリートなどで境界



織笠地区の高台宅地

その他の質問

- ◆ 心急仮設住宅で暮らす被災者への精神的支援策は
- ◆ 恒久住宅への移行の目的が立てられない方への支援方法は
- ◆ 福祉灯油はことしも継続されるか

を設けてほしいとの声が上がっている。独自で擁壁を施工すると、隣地地権者との境界で問題が発生するのではと懸念する。トラブル回避と土地の有効活用、そして住みよく安心できる宅地を被災者に提供するため、宅地間に段差がある所には1メートル以下でも擁壁を設置すべき。

町長 町では公平かつ良好な宅地整備を行うことを目的に宅地整備基準を定め、1メートル未満のり面は植生シートで対応している。宅地間の問題は、隣接する地権者同士で話し合いの上、解決するのが基本である。